

令和4年度

第4回定例農業委員会会議録

令和4年7月20日 開催

令和4年7月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和4年度 第4回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第8号

令和4年度 第4回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年7月14日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和4年7月14日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和4年7月20日 午後 1時30分

閉会 令和4年7月20日 午後 2時20分 (会期1日)

第1日目(7月20日)

出席委員 17名

		8番	笹川 武義	15番	滝川 廣男
2番	谷本 利信	9番	井脇 弘幸	16番	渡辺 玲子
3番	三好 直樹	10番	長尾 清	17番	大野 政則
4番	國重 義廣	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
		12番	藤滝 健造	19番	丸尾 説男
6番	福家 範行	13番	三好 満		
7番	佐藤 裕子	14番	三好 光春		

農地利用最適化推進委員 18名参加

昭和1	富野 正行、	昭和1	藤川 清徳、	昭和2	大野 均、		
陶	福家 重夫、	陶	大芝 博信、	陶	福家 棟貴、	陶	原 拓也
滝宮1	津村 剛志、	滝宮2	松内 利和、	羽床1	宮本 清信、	羽床2	楠原 徳大
粉所	山地 康弘、			西分	岡田 行夫、	山田1	山口 守
山田2	橋川 正廣、	山田3	長川 富雄、	羽床上	泉谷 幸一、	羽床上	岡田 幸彦

議事録署名委員

12番 藤滝 健造 委員、 13番 三好 満 委員

欠席 1番 中添 文彦 委員、5番 森 健人 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主任主事 岩部 有起
主査 三好 勇太

傍聴人 0人

議事日程

令和 4 年 7 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 綾川町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱（欠員補充）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 現況証明（農委分）について
- 第 7 議案第 5 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 9 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 4 年 7 月 農業委員会議事録

午後 1 時 30 分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和 4 年度第 1 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

本日は、中添会長が欠席ですので、私のほうから一言ご挨拶申し上げます。

職務代理

【挨拶】

職務代理

続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。

議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長にお願いするところですが、本日は欠席のため会長職務代理者の谷本で進めさせていただきます。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、中添文彦 会長、森健人 委員の 2 名です。よって、農業委員出席者は、17 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、12 番 藤滝健造委員、13 番 三好満委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

第 1 号議案「綾川町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱（欠員補充）について」説明します。

令和 4 年 6 月 6 日に農地利用最適化推進委員の植田明美氏がご逝去され、昭和 2 区域（千疋地区）の推進委員が 1 名欠員となったことにより、綾川町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程第 14 条に基づき欠員補充を行いました。

募集期間を、令和 4 年 6 月 16 日から 7 月 11 日までの 26 日間とし、綾川町ホームページ掲載による周知を行ったところ、1 ページ記載のとおり 1 名の個人推薦がありました。

推薦があったのは、千疋地区、片岡 等（カタオカ ヒトシ）さん、JA 嘱託職員・農業、63 歳、男性です。経歴としては、昭和 57 年 4 月に綾歌南部農協へ就職、営農担当として勤務し、定年退職後も嘱託職員として綾上支店で勤務しております。農業の経営面積は水稲 74a、柿 20a で、年間の農業従事日数は 100 日です。推薦者 5 名による推薦の理由としては、「長年にわたり、農協で営農担当として勤務し、農地及び地域の状況を熟知している。また、退職を迎えたばかりであり、委員として活動できる期間も長く、適任である。」とのことでした。

推進委員の評価基準は 3 項目あり、まず、候補者がどのような団体や個人から推薦・公募されているかを評価する「地域性」。次に、農業に関する職歴があるかを評価する「農業に関する識見等」。最後に農業委員との区域内調整が図られているかを評価する「最適化の推進」で評価します。

片岡氏におかれましては、3 項目とも要件を十分に満たしていると考えられ、推進委員への委嘱は妥当であると思われまます。

また、推進委員と JA 嘱託職員の兼業については、法令及び JA 内の規定に抵触しないことを確認しております。

なお、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や、刑事罰調査を住民生活課に問い合わせたところ、これらには該当しない旨の報告をいただいていることを申し添えます。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 1 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし



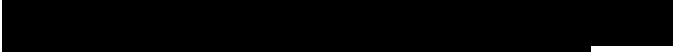

議長

続きまして、議案第 2 号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明致します。今月は 3 件です。

議案第 2 号-1

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： 
譲渡人： 
譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は譲受人が借り受けて耕作しており、譲渡人は高齢化に伴う経営縮小を考えていたところ、譲受人との間で売買の相談がまとまり、申請に至ったものです。

譲受人の経営面積ですが、所有地が 7,517 m²、借入地が 54,535 m²あり、これらの面積を合計すると 62,052 m²であり、下限面積を超えております。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稲を予定しております。

譲受人の農作業歴としては、40 年、農作業の従事日数は、300 日で、機械の所有状況については、トラクターと軽トラックを各 2 台、コンバイン、耕運機、田植機、を各 1 台所有し

ています。また、今まで通り水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は自宅から約 100m、徒歩で 3 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 2 号-2

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢化により経営縮小を考えていたところ、勤務地の近隣である申請地の周辺で経営規模の拡大を考えており、近くの農地を耕作している譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、3,965.58 m²で、この案件で 252 m²、次の案件で 6,094 m²の取得計画があり、合わせて 10,311.58 m²となり下限面積を超えております。なお、経営地以外の自宅周辺の農地は、基盤整備事業を機に担い手に貸しており、担い手の経営計画があるため解約は行いません。

取得後の営農計画としては、野菜です。農協を通じて販売する計画です。

譲受人の農作業暦としては、10 年、農作業の従事日数は、150 日で、機械の所有状況については、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、耕運機 1 台、軽トラック 1 台を所有しています。また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、5 k m、車で 10 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 2 号-3

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は町外在住で維持管理が困難なことから農業廃止を考えていたところ、近くの農地を耕作しており、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、3,965.58 m²で、この案件で 252 m²、次の案件で 6,094 m²の取得計画があり、合わせて 10,311.58 m²となり下限面積を超えております。なお、自宅周辺の農地は基盤整備事業を機に担い手に貸しておりますが、担い手の経営計画があるため解約は行いま

せん。

取得後の営農計画としては、野菜です。農協を通じて販売する計画です。

譲受人の農作業暦としては、10年、農作業の従事日数は、150日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しています。

また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、8km、車で15分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第2号についてご質問はございませんか。

大野委員

案件1と2について、同じ地区だが売買金額に大きな開きがあるのはなぜか。

事務局

案件1は畦畔が大きいので、水張面積1aに対し[]で双方が合意をしております。案件2は同じ地区ですが、譲受人が異なるため金額に開きが生じております。なお、同じ譲受人である案件3も同様にかんがりの高額での売買となっております。

議長

他に質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号について、事務局より説明を願います。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は1件です。

議案第3号-1

地図・図面： []

申請地： []

地種： 第2種農地

併用地： なし

譲渡人： []

譲受人： []

用途： その他の業務用地 駐車場

施設の概要： 露天駐車場

申請事由： 駐車場

説明：【理由】 譲受人は[]主たる事務所を置き、平成17年に設立した自動車輸出入・販

売業を営む法人です。現在は大型車両を中心に乗用車や建設機械を扱っており、事業の拡大につき大型車両のほか乗用車の在庫を増やす計画を立てていますが現在の敷地では手狭であるため、新たな露天駐車場の整備を計画しました。本社事務所が奥まった人目につかない場所にあったため、車両の展示も兼ねて国道沿いの人目につく場所で駐車場の候補地を探していたところ、現在休耕中で農地の処分を検討していた所有者との間で意向が合致し申請に至ったものです。

【資金】 土地代 1,200 万円 造成費 900 万円、建築費 0 万円

自己資金 0 万円、借入金 2,100 万円

【期間】 令和 4 年 9 月 1 日（許可後）～令和 4 年 12 月 31 日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.2～0.3m 切土 なし

コンクリート擁壁 H=1.2m

【排水】 雨水：溜枿を設置し東側水路へ放流、 汚水：なし

【他法令許可】 国道工事許可

【水利】

【隣接同意】

以上、1 件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第 4 号現況証明について、説明します。今月は 2 件です。

議案第 4 号-1

地図・写真：

申請地：

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人：

申請理由： 申請地は、作業道路がなく耕作に不便であったことから昭和 51 年頃から耕作されておらず、40 年以上経過したことにより雑木が生茂り森林の様相を呈しています。

以上の状況から非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

議案第 4 号-2

地図・写真：

申請地：

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人： XXXXXXXXXX

申請理由： 申請地は、減反政策による耕作放棄や高速道路設置による耕作不便により平成元年頃から 30 年以上にわたり耕作されておらず、周辺の山林から雑木が入り込んだことにより、森林の様相を呈しています。

以上の状況から非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 4 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 5 号について事務局より説明を願います。

事務局

はい。P.5～P.7 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 5 件 合計 13,366 m²

内訳

新規契約： 1・5 番 2 件 1,740 m²

更新契約： 2～4 番 3 件 11,626 m²

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 5 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 6 号についてです。なお、案件第 1 号に三好満委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第 1 号案件について、説明します。

P.8 をご覧ください。

所在： XXXXXXXXXX

利用権： 賃貸借権

貸付人： XXXXXXXXXX

借受人： [REDACTED]
転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構
借受人経営面積： 155,548 m²
利用目的： 水稲・麦・野菜
賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円
期間： R4.8.1～R10.7.31 (6 年間)
以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 1 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 6 号の、案件第 1 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第 4 号に川西正廣委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いいたします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第 4 号案件について、説明します。

P.9 をご覧ください。

所在： [REDACTED]

利用権： 賃貸借権

貸付人： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 79,034 m²

利用目的： 水稲・麦

賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円

期間： R4.8.1～R10.7.31 (6 年間)

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第4号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の、案件第4号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。川西委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第12号に國重義廣委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第12号案件について、説明します。

P.13をご覧ください。

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 87,290 m²

利用目的： 水稲・麦

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R4.8.1～R10.7.31 (6年間)

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第12号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の、案件第12号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。國重委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第 14 号に佐藤裕子（サトウヒロコ）委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第 14 号案件について、説明します。

P.14 をご覧ください。

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市松島町 （公益）香川県農地機構

借受人経営面積： 109,368.55 m²

利用目的： 水稲・麦

賃料： 年間 10 a 当り 14,000 円

期間： R4.8.1～R14.7.31（10 年間）

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 14 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 6 号の、案件第 14 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。佐藤委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第 29 号に私に関する案件が含まれますので審議の間、退室いたします。

その間の議事進行についてですが、地方自治法第 107 条では、「議長を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う」ということになってございますので、この規定を準用いたしまして、出席委員の最年長でございます、三好満委員を臨時議長に指名させていただきたいと存

じますが、皆様、いかがでしょうか。ご了承いただけますでしょうか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。

異議なしとのお声をいただきましたので、三好満委員を臨時議長に指名をさせていただきます。それでは、三好委員よろしくお願いたします。

【 退室 】

臨時議長

ただ今、臨時議長にご指名いただきました三好でございます。議長が退席の間、私が議事進行をさせていただきます。

それでは議案第6号の案件第29号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第29号案件について、説明します。

P.22 をご覧ください。

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 163,549 m²

利用目的： 水稲・麦

賃料： 年間10a当り14,000円

期間： R4.8.1～R14.7.31 (10年間)

以上審議のほどよろしくお願いたします。

臨時議長

案件第29号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

臨時議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の、案件第29号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

臨時議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。谷本委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

臨時議長

それではここで臨時議長を退任させていただきます。円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。

【 議長交代 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.8～P.22 をご覧ください。

契約件数： 25 件 合計 66,947 m²

新規契約： 2・3 番、5～9 番・11 番、15～28 番、30 番 23 件 63,641 m²

更新契約： 10、13 番 2 件 3,306 m²

変更契約： なし

貸付先としましては、2 番を [REDACTED] へ、3 番を [REDACTED] へ、5 番～9 番を [REDACTED] へ、10 番を [REDACTED] へ、11 番を [REDACTED] へ、13 番を [REDACTED] へ、15 番～28 番を [REDACTED] へ、30 番を [REDACTED] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第 6 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 1 号について事務局より説明を願ひます。

事務局

報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は 3 件です。

報告 1-1

賃貸人： [REDACTED]

相続人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

解約日：令和 4 年 5 月 8 日

説 明：労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-2

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

相続人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

解約日：令和 4 年 6 月 26 日

説 明：労力不足による残存小作権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-3

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和4年6月30日

説明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしくお願いします。

議長

報告第1号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第6号議案のうち、第6号議案の案件第1号・4号・12号・14号・29号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第1回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 2時20分

閉会